

第1条 (名称・所在)

この会は、「さいたネット」(以下、「本会」という)と称する。

2 本会の事務所を運営委員事務担当者宅に置く。

第2条 (目的)

本会は、SITA合格者相互のパソコンスキルの向上と、ITに関する各種情報等の共有化を図り、会員の活動の場を創出して広く社会へ貢献することを目的とする。

第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 交流会(ウェブサイトを利用した交流を含む。)、勉強会等の開催
- 二 地域情報化に取り組む行政・企業・団体との交流・連携
- 三 シニアへのパソコン体験・活用の支援
- 四 その他目的を達成するために必要な事業

第4条 (会員資格)

本会の会員は、(株)富士通ラーニングメディアが認定した関東地区在住のシニアITアドバイザー(SITA)1級又は2級の資格を有する第2条の目的に賛同する者で、会長または運営委員に入会の届出をなした者とする。

2 第5条(入退会)、第6条(会員の義務)及び第8条(会費及び会計)の規定を遵守しない会員は会員としての資格を失う。

第5条 (入退会)

本会の入退会は、会員資格者及び会員となった者の自由意思とし、所定の届出書に記入してメールにより会長または運営委員に届け出るものとする。

- 2 退会届が総会までに出されなかった場合は継続会員とみなす。
- 3 運営委員からの会費の納付依頼を受けても、継続する2年度分の会費の納入が行われない場合は退会の意思表示をしたものとみなし、会員資格を失う。
- 4 会長は、本会会員としてはなほだしく他に迷惑を及ぼす者に対し退会を命ずることができる。

第6条 (会員の義務)

会員は次の義務を負う。

- 一 第8条に定める年会費を定められた日までに納入しなければならない。
- 二 本会を、政治・宗教・営利のために利用してはならない。
- 三 個人の秘密・情報・プライバシーについて、退会后といえども他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

第7条 (役員)

本会に次の役員を置く。ただし、運営委員は会計監査を兼ねてはならない。

- 一 会長 1名
- 二 運営委員 運営委員は会長が委嘱し、総会又は運営委員会で承認を得るものとする。

- 三 副会長 会長は必要に応じて副会長を1名又は2名を運営委員の中から選出し会長が委嘱する。副会長は会長を補佐し、会長の不都合時に会長の代理業務を行うことが出来る。副会長は他の委員等との兼任を妨げない。
- 2 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 3 運営委員は会長を補佐し、意思決定を行う執行機関として運営委員会を設置して、次の会務を行うものとする。
 - 一 第2条の目的を達成するための事業計画立案、予算、財政等の会務（メーリングリスト、ホームページの管理を含む。）及び総会開催の準備を行うこと。
 - 二 会員名簿を作成し、入退会の管理・事務上の諸連絡等を行うこと。
 - 三 会計事務を行うこと。
 - 四 （株）富士通ラーニングメディアのSITA事務局と相互に連絡すること。
 - 五 勉強会等の事業の実施に当たり、その遂行の任に当たること。
 - 六 その他第3条の事業の遂行に必要な会務を行うこと。
- 4 役員の任期は原則として承認された総会の日から次期総会の日まで又は運営委員会で承認された日から次期総会の日までとする。ただし、再任を妨げない。年度途中で選出された役員の任期はその年度の総会までとする。
- 5 役員は無報酬とする。
- 6 運営委員会は第7条第3項に記載した会務を円滑に行うために必要に応じて会員の中から複数のサポート委員を任命できる。但しサポート委員は会の意思決定には加わらず、任期も定めない。
- 7 サポート委員は無報酬とする。

第8条 （会費及び会計）

会費及び会計は次により行う。

- 一 会員は毎年2000円の会費を納めなければならない。ただし、10月以降に入会の場合は、初年度年会費は1,000円とする。
- 二 （総会を削除）勉強会等の開催に必要な費用については、原則参加者において負担するものとする。
- 三 納入された会費は、会員が年度の途中に退会しても返却しないものとする。
- 四 本会は会費のほか賛助金・寄付金・助成金を受け入れることができる。
- 五 前事業年度の収支決算は、事前に会長の指名した会計監査の監査を受けるものとする。
- 六 毎事業年度において、決算上の剰余が生じたときは、当該剰余金の全部又は一部を翌事業年度に繰り入れることができる。

第9条 （総会）

総会は本会の最高議決機関であり、毎年6月末までに、会長が召集し議長をつとめる。

ただし、会長が必要と認めたとき、または会員の半数以上の要求があったときは、臨時に総会を招集することができる。

- 2 総会は会員（総会の前日現在）の3分の2以上の出席（委任状による出席を含む。）により成立し、会則の改正・役員人事・予算・決算・事業計画・その他の必要事項を審議する。

- 3 審議事項は、出席者の過半数の承認をもって決定する。
- 4 前事業年度の収支決算及び会長の選出は、総会の承認を得るものとする。
- 5 前事業年度に行った事業の内容は、総会に報告するものとする。

第9条の2 (会則の変更手続き)

- 1 運営委員会の議決により会則を変更することができる。
- 2 会則の変更は議事録等にて速やかに会員に通知しなければならない。

第10条 (支部)

本会の活動を円滑に行うために、会員は運営委員会の承認を得て複数の会員から構成される支部を結成することが出来る。

- 2 本会は、支部の活動を助成するため、予算の範囲内で補助金を支出することが出来る。支部は、補助金を受けた際は、その施行状況について、会期内に本会に報告しなければならない。
- 3 支部は、その代表者を運営委員会に出席させ、本会の運営について意見を述べる事が出来る。

第11条 (事業年度)

本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第12条 (雑則)

会則に定めのない事項は、運営委員会の決議により処理することができる。ただし、その内容を次期総会に報告しなければならない。

附則(2003年4月1日) この会則は、2003年4月1日から施行する。

附則2(2004年5月23日) この会則は、2004年5月23日から施行する。

附則3(2010年6月20日) この会則は、2010年6月20日から施行する。

附則4(2014年6月29日) この会則は、2014年6月29日から施行する。

以上